

## 下水道事業負担金減免基準

岡山市下水道事業負担金条例第10条第2項の規定による負担金の減免の取扱いは、次のとおりとする。

対 象 と な る 土 地	減免の割合 (%)
1 国又は地方公共団体の所有又は使用にかかる土地	
(1) 学校用地	7 5
(2) 社会福祉施設用地	7 5
(3) 警察法務収容施設用地	7 5
(4) 一般庁舎用地	5 0
(5) 病院用地	2 5
(6) 企業用財産となっている土地	2 5
(7) 有料宿舎用地	2 5
(8) 普通財産である土地	0
2 その他の公用財産など	
(1) 図書館、市民会館、公民館、体育施設及びこれらに準ずる施設の用地	7 5
(2) 公営住宅の敷地	0
3 公共性のある私道敷で、固定資産税の減免基準に該当するもの	1 0 0
4 消防団が所有又は使用する消防用器具備品などの格納に係る土地	1 0 0
5 自治会などが所有し又は使用する集会所の敷地及びこれに類する敷地	7 5
6 児童福祉法第40条にいう児童遊園地及びこれに準ずる土地	1 0 0
7 社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号に規定する事業のために設置する施設の用地 (管理者又は職員などが住居に使用する敷地を除く。)	7 5
8 学校教育法第1条に規定する私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地 (管理者又は職員が住居に使用する敷地を除く。)	5 0

対 象 と な る 土 地	減免の割合 (%)
9 宗教法人法第2条に掲げる神社、寺院、教会などの宗教法人が、 第2条本文に規定する目的のため使用する土地及びこれに類する 土地 (宗教法人がその本来の目的に使用しない土地を除く。)	
(1) 境内地	5 0
(2) 墓 地	1 0 0
10 鉄道用地	
(1) 踏 切 駅前広場	1 0 0
(2) 軌道敷地	5 0
(3) 駅 舎 プラットホーム	2 5
(4) その他	0
11 文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷 地	1 0 0
12 土地の使用形態により、下水道が利用できない土地	1 0 0
13 生活保護法により生活扶助を受けているもの又はこれに準ず ると認められる生活困窮者	1 0 0
14 下水道事業のため土地, 物件又は金銭を提供した者	その価格に応じ 決定する
15 その他実情に応じ減免することが必要と認められるとき	その状況に応じ その都度決定す る